栗東・栗東西地域包括支援センター運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、地域包括支援センター運営業務の運営を円滑に実施できる法人を公募型プロポーザルにて選定するに当たり、必要な事項を記載するものである。

2. 業務概要

- (1)業務目的:地域包括ケアシステムの深化・推進を担う中核的役割として、日常生活圏域ご とのきめ細やかな相談・支援体制の構築を行うために圏域センターを設置し、 その運営について民間委託を行う。
- (2)業務名:栗東地域包括支援センター運営業務及び栗東西地域包括支援センター運営業務

(3) 公募するセンターの名称及び担当圏域

名 称	担当圏域
栗東地域包括支援センター	治田小学校区、治田東小学校区、金勝小学校区
栗東西地域包括支援センター	大宝小学校区、大宝東小学校区、大宝西小学校区、
未来四地域已泊入1万ピング	治田西小学校区

なお、公募型プロポーザルによる選定は、上記のセンターごとにそれぞれ実施し、全ての圏域に 参加することも可能とする。

(4)業務場所

名 称	場所
栗東地域包括支援センター	栗東市安養寺 190 栗東市総合福祉保健センターの敷地内
栗東西地域包括支援センター	栗東市小柿 1 丁目 10-10 ゆうあいの家の敷地内

(5)業務内容:別紙「栗東・栗東西地域包括支援センター運営業務仕様書」のとおり

(6)業務期間:平成31年4月1日から平成37年3月31日まで

(7)提案上限額

/r #	提案上限額			
年 度	栗東地域包括支援センター	栗東西地域包括支援センター		
平成31年度	30,566,834円	31, 292, 334円		
平成32年度	30,366,834円	31,052,334円		
平成33年度	30,366,834円	31,052,334円		
平成34年度	30,366,834円	31,052,334円		
平成35年度	30,366,834円	31,052,334円		
平成36年度	30,366,834円	31,052,334円		
6ヵ年合計	182,401,004円	186,554,004円		

※消費税及び地方消費税を含む

3. 参加資格

提案業者は、地域包括支援センターの運営を円滑に実施できる、次に定める(1)から(4)までの全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 介護保険法施行規則第 140 条の 67 の規定に基づくセンター設置資格を有する者(医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人)であること。
- (2) 平成 30 年 1 月 1 日時点において、次のいずれかの施設(事業所を含む)を現に運営している法人のうち、その運営実績が継続して 5 年以上あること。
- ①介護保険法に基づく地域包括支援センター
- ②老人福祉法に基づく老人介護支援センター(在宅介護支援センター)
- ③介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する施設(事業所を含む)ただし、福祉用 具貸与・販売のみの事業所を除く
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する 暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でな くなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- (4) 直近1年間の国税および地方税の滞納がないこと。

4. 応募法人等の制限

次のいずれかに該当する法人は、応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の 4 の規定により本市における一 般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について 指名停止措置を受けている者
- (3) 地方自治法(昭和 22年法律第釘号)第 244条の 2第 11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことのある者(本市の取消しに限定しない。)
- (4) 会社更生法(平成 14年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11年法律第 225 号)等の規定により更生または再生の手続きをしている者
- (5) 政治団体(政治資金規正法(昭和 23年法律第 194号)第 3条第 1項に規定する政治団体 およびこれに類する団体)
- (6) 宗教団体 (宗教法人法 (昭和 26年法律第 126 号) 第 2条に規定する宗教団体およびこれ に類する団体)
- (7) 本市における指定管理者の指定およびプロポーザル方式における選定その他入札等の手続に おいて、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正に利益を 得るために連合する法人

5. 実施スケジュール

内 容	日 程
L1 4F	日 1生
①公告 (募集開始)	平成30年10月 5日(金)
②質問書の受付開始	平成30年10月15日(月)
③質問書の受付期限	平成30年10月22日(月)
④質問書の回答	平成30年10月25日(木)
⑤参加表明書等の提出期限	平成30年10月29日(月)
⑥運営業務提案書等の提出期限	平成30年11月 9日(金)
⑦1次審査(書類審査)	平成30年11月12日(月)
⑧2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	平成30年11月下旬
⑨審査結果通知、受託候補業者特定	平成30年12月上旬

6. 質問書の受付・回答

本実施要領及び仕様書に対する質問は、次により行うこと。なお、評価及び審査に関する質問については受け付けない。

(1) 質問書(様式9)により電子メールで提出すること。

電子メール件名「栗東市 プロポーザルに関する質問(法人名)」

送付先:電子メールアドレス choju@city.ritto.lg.jp

※送付後、必ず電話(土、日、祝日を除く。)により到着確認をすること。

(2) 質問書受付期限

平成30年10月22日(月)17:00まで

(3)質問書の回答

平成30年10月25日(木)までに、随時、栗東市ホームページに回答を公開します。

7. 参加表明書等の提出

参加表明書等は、次により提出すること。

(1) 提出期限

平成30年10月29日(月)17:00(土、日、祝日を除く。)まで

(2) 提出場所及び方法

「12. 問い合わせ先」まで持参にて提出すること。郵便やFAX等による提出は認めません。事前に栗東市地域包括支援センターと提出日時の調整を行ってください。

(3) 提出書類

提出書類	詳細	指定様式
①公募型プロポーザル参加表明書	プロポーザルへの参加意思表明について	様式1
②定款または寄付行為	最新のもの	なし
③登記事項証明書	発効日から3ヶ月以内のもの	
	(1)法人市民税の完納証明書	
	(2)法人県民税の完納証明書	
④納税証明書	(3)消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書	
	(注1) 直前の1年分	
	(注2) (2)及び(3)の書類に替えて、その3の3で可	
	(注3) 非課税の場合は非課税証明書	
⑤法人概要書	法人全般の概要について	様式2
⑥介護保険サービス等の運営実績	介護保険サービスについての運営状況について	様式3
⑦法人役員名簿及び代表者の経歴書	法人の役員及び代表者の経歴についてわかるもの	なし
⑧介護保険サービス (事業所・施設)	介護保険サービスについての実地指導や監査について	 ¥ ₁
指導監査等実施状況に係る届出書	の指摘事項等についての報告。	様式4
	(1)直近3年間の決算書類(賃借対照表、損益計算書、	
⑨決算書	監査報告書等)	₩ <i>字</i> /> 1
	(2)公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合に	指定なし
	は過去3年間の内容と実績。	

(4) 書類のつづり方

ファイルを用いて、A4判左2穴あけ綴りとすること。ファイルの表紙及び背表紙に「(希望するセンター名)運営業務 参加表明書等書類」「法人名」を表記し、項目ごとにインデックスとつけてください。

(5) 提出部数

上記を1冊のファイルに綴じ、2部(正本1部、副本1部)を提出すること。なお、2圏域どちらも希望する場合には2圏域それぞれに2部提出すること。

8. 運営業務提案書等の提出

(1) 提出期限

平成30年11月9日(金)17:00(土、日、祝日を除く)まで

(2) 提出場所及び方法

「12. 問い合わせ先」まで持参にて提出すること。郵便やFAX等による提出は認めません。事前に栗東市地域包括支援センターと提出日時の調整を行ってください。

(3) 提出書類

提出書類	左記の詳細	指定様式
①運営業務提案書	応募の理由、理念、運営方針や地域包括支援センター運営業 務の具体的な取組方法等	様式5
②人員配置計画書	各職種の職員配置計画について	様式6
③見積書	平成31年4月1日から平成37年3月31日までの見積	様式7
④見積内訳書	平成31年度から平成36年度の各年度の見積	様式8

(4) 書類のつづり方

ファイルを用いて、A4判左2穴あけ綴りとすること。ファイルの表紙及び背表紙に「(希望するセンター名) 運営業務 提案書等書類」「法人名」を表記し、項目ごとにインデックスをつけてください。

(5) 提出部数

上記を1冊のファイルに綴じ、2部(正本1部、副本1部)を提出すること。なお、2圏域どちらも希望する場合には2圏域それぞれに2部提出すること。

(6) その他

運営業務提案書等の提出は1法人1案とする

9. 運営業務提案書等の取り扱い

- (1) 提出された運営業務提案書等応募書類は、返却しない。
- (2) プロポーザル応募に要した事業所の費用負担に対し、栗東市は一切補償しない。

10. 審查方法等

(1) 1 次審査

提出書類に不備がないか、応募法人の備えるべき要件を満たしているか審査し、審査結果は応募者全員に電話及び電子メールにより通知を行う。

(2) 2次審査

1次審査合格者に対し、市が設置する「栗東市介護サービス事業者等審査委員会」が「栗東市地域包括支援センター審査判定基準表」に基づき審査する。審査は、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングより総合的な評価選考による審査を行う。

①実施予定日

平成30年11月下旬

②実施場所

栗東市役所庁舎会議室を予定

③出席者

出席者は代表者や業務責任者(センター長)を含め3名以内とする。

4)その他

- (ア)審査は1社30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)を予定している。実施日時については後日連絡をする。
- (イ) 新たな資料の提出は不可とし、提出した運営業務提案書等の書類に基づき説明をすること。
- (ウ) 仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、受託候補業者に選定しないことがある。
- (エ)審査結果は、2次審査を受けた提案者全員に通知する。また、本市ホームページにて審査 結果を公表する。
- (オ) 審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。

11. その他留意事項

- (1)次のいずれかに該当する場合は、失格とする
 - ①提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - ②所定の日時及び場所に運営業務提案書等の書類を提出していないとき。
 - ③見積書の金額が提案上限額を超える場合
 - ④2案以上の提案をした場合
 - ⑤提案に関して、談合などの不正行為、または参加に際して事実に反する申し込みや提案など の不正行為があったとき。
 - ⑥提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
 - ⑦本実施要領に規定する参加資格を満たすことが確認されたが、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - (4) 運営業務提案書等の書類に虚偽の記載を発見したとき。

(2) その他

- ①参加表明後に、辞退する場合は、「辞退届出書」(任意様式)を提出すること。
- ②提出書類は、本プロポーザルによる受託者選定以外の目的には使用しない。
- ③運営業務提案書の提出依頼に関する説明会は開催しない。
- ④運営業務提案書等の提出期限後における記載内容の変更(追加)は、原則として認めない。 ただし、人員配置計画書に記載した予定職員が病休、退職等のため、やむを得ず変更を行う 場合は、変更が必要になった理由及び変更後の職員について発注者が求める資料を提出し、 同等以上の職員であるという発注者の了解を得なければならない。
- ⑤提出された運営業務提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

12. 問い合わせ先

\(\pi\) 5 2 0 - 3 0 8 8

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市役所 長寿福祉課 (担当)栗東市地域包括支援センター 小松、下村

電 話 番 号 077-551-0285 (直通)

ファックス番号 077-551-0548

電子メールアドレス choju@city.ritto.lg.jp